

秋田県告示第216号

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第29条第1項の規定により、次のとおり鳥獣保護区特別保護地区を指定し、平成27年11月1日から施行する。

平成28年3月25日

秋田県知事 佐竹 敬久

第1

1 名称

長坂山鳥獣保護区鳥獣保護区特別保護地区

2 区域

長坂山鳥獣保護区のうち林道小田代山線と大館市と北秋田市の市町村界を起点とし、同市町村界を北進し米代川地域森林計画区4林班と8林班との林班界に至り、同林班界を東進し標高158.3メートル地点との交点に至り、同地点を南進し米代川地域森林計画区4林班と7林班との林班界に至り、同林班界を南進し本郷集落へ通じる山道に至り、同山道を西進し林道長坂線との交点に至り、同林道を北西に進み林道小田代山線との交点に至り、同林道を西進し起点に至る線に囲まれた一円の区域

3 存続期間

平成27年11月1日から平成47年10月31日まで

4 保護に関する指針

(1) 指定区分

森林鳥獣生息地の保護区

(2) 指定目的

当該地域は、大館市の西部と北秋田市との境界に位置し、スギ、アカマツのほか、多様な広葉樹など林相の変化に富む地域である。このような自然環境を反映して、キジ、ヤマドリをはじめ多様な鳥獣が生息している。

特に、当該鳥獣保護区の中でも、北部の区域は、スギ、アカマツ林の生育が良好で鳥獣の生息地として特に重要な区域となっている。

このため、当該区域は、長坂山鳥獣保護区の中でも特に保護を図る必要がある区域であると認められることから、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律第29条第1項に規定する特別保護地区に指定し、当該地域に生息する鳥獣及びその生息地の保護を図るものである。

第2

1 名称

桂瀬鳥獣保護区桂瀬特別保護地区

2 区域

桂瀬鳥獣保護区のうち、北秋田市七日市と桂瀬との境界と米代川地域森林計画区17林班と40林班を起点とし、同林班界を東進し同計画区40林班と157林班、158林班との交点に至り、同林班界を南進し旧県道桂瀬笹館線との交点に至り、旧県道を西進し同計画区17林班との林班界に至り、同林班界を北東に進み起点に至る線に囲まれた一円の区域

3 存続期間

平成27年11月1日から平成47年10月31日まで

4 保護に関する指針

(1) 指定区分

森林鳥獣生息地の保護区

(2) 指定目的

当該地域は、北秋田市中央部にある森吉地区に位置し、スギ林のほか多種の広葉樹林が生育し、林相の変化に富む地域である。このような自然環境から、ツキノワグマ、ニホンカモシカの大型獣類のほか、ヤマドリ、ノウサギなどの多様な鳥獣が多数生息している。

特に、当該鳥獣保護区の中でも、桂瀬区域は、天然の落葉広葉樹林の生育が良好で、多種多様な鳥獣の生息地として特に重要な区域となっている。

このため、当該区域は、桂瀬鳥獣保護区の中でも特に保護を図る必要がある区域であると認められることから、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律第29条第1項に規定する特別保護地区に指定、当該地域に生息する鳥獣及びその生育地の保護を図るものである。

第3

1 名称

露熊鳥獣保護区露熊特別保護地区

2 区域

露熊鳥獣保護区のうち、米代川地域森林計画区39林班と40林班との林班界にある標高468メートル地点を起点とし、同地点から同計画区39林班7小班と8小班の小班界に南進し同計画区39林班13小班との小班界に至り、同小班界を南西に進み同計画区39林班17、4、3、2、1小班界を経て、林道姫ヶ岳線との交点に至り、同林道を西進し同計画区38林班と9小班との小班界に至り、同小班界を北西に進み同計画38林班と40林班との林班界に至り、同林班界を南東に進み起点に至る線に囲まれた一円の区域

3 存続期間

平成27年11月1日から平成47年10月31日まで

4 保護に関する指針

(1) 指定区分

森林鳥獣生息地の保護区

(2) 指定目的

当該地域は、北秋田市南部にある阿仁地区に位置し、スギ林のほか多種の広葉樹林が生育し、林相の変化に富む地域である。このような自然環境から、ツキノワグマ、ニホンカモシカの大型獣類のほか、ヤマドリ、ノウサギなどの多様な鳥獣が多数生息している。

特に、当該鳥獣保護区の中でも、露熊山峡区域は、天然の落葉広葉樹林の生育が良好で、多種多様な鳥獣の生息地として特に重要な区域となっている。

このため、当該区域は、露熊鳥獣保護区の中でも特に保護を図る必要がある区域であると認められることから、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律第29条第1項に規定する特別保護地区に指定、当該地域に生息する鳥獣及びその生育地の保護を図るものである。

第4

1 名称

石倉山鳥獣保護区石倉山特別保護地区

2 区域

石倉山鳥獣保護区のうち、町道石倉山・中野線と町道温泉上第2号線を起点とし、同町道を東進し旧琴丘町と旧山本町との境界に至り、同境界を西進し町道石倉山・中野線との交点に至り、同町道を東進し起点に至る線に囲まれた一円の区域

3 存続期間

平成27年11月1日から平成47年10月31日まで

4 保護に関する指針

(1) 指定区分

森林鳥獣生息地の保護区

(2) 指定目的

当該地域は、落葉広葉樹林や針葉樹など林相の変化に富む地域であり、キジやヤマドリをはじめ多様な鳥獣が生息している。

特に、当該鳥獣保護区内の中でも、石倉山特別保護地区の区域は、天然の落葉広葉樹林等の原生的な自然が多く残されており、多種多様な鳥獣の良好な生息地として特に重要な区域となっている。

このため、当該区域は、石倉山鳥獣保護区の中でも特に保護を図る必要がある区域であると認められることから、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律第29条第1項に規定する特別保護地区に指定、当該地域に生息する鳥獣及びその生育地の保護を図るものである。